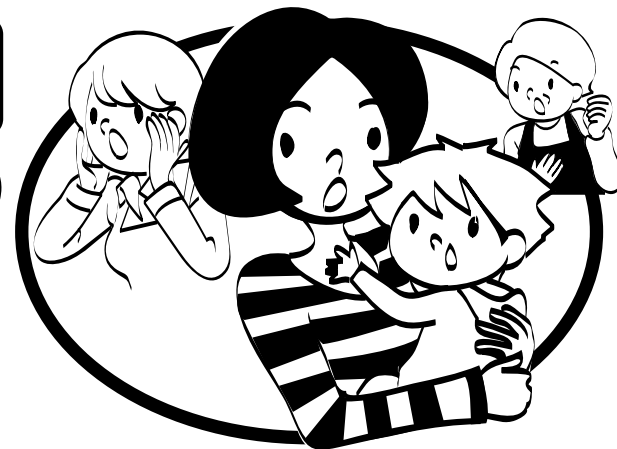


給料を経費に
できないなんて

おかしい!!

私の働き分・人権を

認めめて!



家族で働いて
営業してるのに...

娘の私は
50万円だけ

配偶者の
私は控除額
86万円

家族の給与は
経費に
認めません

税務職員

ご存知でしたか?

自営業者の家族従業者はどんなに働いても、明治時代の家父長制の名残で、税法上その働き分は給料として認められていません。これは人権の問題です。個人の尊重を掲げた憲法や男女共同参画社会基本法に基づき、**所得税法第56条は廃止が当然です。**

所得税法

第56条とは?

「配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しない」という内容で、どれだけ働いてもただ働き。年に86万円が控除されるだけ。

たとえばどんな影響が...

- 傷病手当、出産手当がない。子どもを保育園に入れたいが不利
- 傷害保険の保障日額も、主婦の5,700円に対し、業者婦人は2,300円
- 家や車のローンも組めない
- 家族の働き分は製品単価などに反映されない

青色申告にすればいいと言われますが...

青色申告は特例として給与を必要経費にできますが、働き分を認めたわけではありません。同じ労働に青か白かと申告の仕方では差別するのはおかしい。家族であれ他人であれ、働いた事実で給料を払うのは当然のこと。

国連女性差別撤廃委員会も指摘

2009年7月、ニューヨーク国連本部で開催された女性差別撤廃委員会でも「家族従業者の労働に対する報酬を必要経費と認めないのは問題。56条はマイナスのインパクトを女性に与える」という意見が出されました。

中小業者だけの問題ではありません!

労働者が派遣や臨時など、非正規雇用に置き換えられ、働きに見合う正当な賃金が支払われず、貧困と格差が深刻です。所得税法第56条廃止の運動は、労働の正当な評価、女性の地位向上、労働者の諸権利の確立につながります。

私たちの運動で

「所得税法第56条は人権侵害。働き分を認めないのはおかしい」

と、全国で7つの県をふくむ**322**自治体が56条廃止の意見書を採択。(3月末現在)

わたしたちは、地域の経済・雇用を守る中小業者の経営を支える家族従業者・業者婦人です。業者婦人の人権を認めさせる運動にあなたのお力をお貸し下さい。

全商連婦人部協議会

東京都豊島区目白2-36-13
03(3987)4391